

令和 6 年度 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく随意契約に関する公表

令和 6 年 4 月 12 日現在

1. 契約締結前の公表

2. 契約締結後の公表

No.	所管課	契約内容 (物品又は役務 の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手 方の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方 とした理由
1	財政課	三間坂駅公衆ト イレ清掃業務	令和 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。 	1030.4 円/回	公益社団 法人 武 雄市シル バー人材 センター	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日～令 和 7 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体で あったため。
2	財政課	庁舎駐車場車両 整理業務	令和 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。 	3091.2 円/1 日 1030.4 円/延長 1 時 間当たり	公益社団 法人 武 雄市シル バー人材 センター	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日～令 和 7 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体で あったため。
3	環境課	資源物分別作業 業務 (武雄市リサイクルセンター)	令和 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。 	(最低賃金改定前) 1,080 円/時間 (税別) (最低賃金改定後) 1,140 円/時間 (税別) ※別途従業員の通勤 距離に考慮して通勤 手当あり	公益社団 法人佐賀 県シルバ ー人材セ ンター	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1 団体であったため。

4	健康課	武雄市高齢者軽度生活援助事業 (独居高齢者等の住居周りの除草作業等)	令和6年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により契約の相手方がシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 ・予定価格の範囲内であること。 	単価契約	公益社団法人 武雄市シルバー人材センター	令和6年 4月1日	令和6年4月1日～令和7年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が1団体であったため。
---	-----	---------------------------------------	--------	--	------	-------------------------	--------------	--------------------	--